

第3節 自然環境の保全

～豊かな自然から学び、自然と共生する社会づくり～

1 多様な自然環境の保全

<施策のねらい>

- 山岳、渓谷、湿原など変化に富んだ美しい自然環境や豊かな生態系を、本県の貴重な財産として将来に適切に引き継いでいくため、その保全を図ります。

<現状と課題>

- 東西約 120km、南北約 210km の広大な県土と、3,000m 近い標高差のある複雑な地形を有する本県には、8つの一級水系の源流を成す雄大な山脈をはじめ、貴重な動植物の宝庫としての多様な自然環境が形成されています。
- 高山性植生や優れた天然林を保全する自然環境保全地域*は 8 地域、790ha が、郷土的又は歴史的な特色のある自然環境を保全する郷土環境保全地域*は 36 地域、4,044ha が指定されています。
- 多様な生態系を有している本県においても、野生生物の生息・生育環境の劣化や、バス類やミンクなど外来種の移入、増えすぎた野生動物による植生被害、温暖化による気候変化等により、生物の多様性が失われつつあります。

長野県希少野生動植物保護条例*に基づき、絶滅のおそれのある指定希少野生動植物として、平成 19 年度末現在 71 種を指定し、うち 18 種を捕獲等が原則禁止される特別指定希少野生動植物に指定しています。

< 指定希少野生動植物等の指定状況 >

分類	指定希少野生動植物		特別指定希少野生動植物	
維管束植物	サクラソウ 等 52 種		ヤシャイノデ 等 14 種	
脊椎動物	クビワコウモリ 等 9 種	 撮影/橋本肇	イヌワシ 等 2 種	 撮影/片山磯雄
無脊椎動物	オオルリシジミ 等 10 種類		ミヤマシロチョウ 等 2 種類	

<施策の展開>

(1) 生物多様性の確保

絶滅のおそれのある希少野生動植物の保護回復をはじめ、地域に固有の生態系をそれぞれの特性に応じて保全を図ります。

主な取組	内 容
希少野生動植物の保護対策	<ul style="list-style-type: none">・ 希少野生動植物の保護回復事業計画の策定を進め、市町村、NPO、民間団体等との幅広い連携により、実効性のある保護対策に取り組みます。・ 希少野生動植物保護監視員等による、生息・生育地の重点的な監視を行い、希少な野生動植物の保護を進めます。・ 自然公園や自然環境保全地域等の指定、鳥獣保護区等の指定・管理などにより、野生動植物やその生息・生育環境の適正な保護管理を図ります。・ 絶滅が危惧される希少野生動植物の状況把握を進め、種の保護・保全に努めると同時に、自然保護意識の高揚を図ります。
増えすぎた野生鳥獣による生態系への影響の防止	<ul style="list-style-type: none">・ 野生鳥獣の科学的・計画的な個体数の管理、広域的な捕獲体制の整備など、適切で効率的な有害鳥獣の捕獲を促進すること等により、増えすぎた野生鳥獣による生態系への影響の防止を図ります。
外来生物の影響調査と対策	<ul style="list-style-type: none">・ ブラックバスやブルーギル等の外来魚やミンク、アレチウリなど多種の外来動植物による生態系かく乱を防ぐため、駆除や違法放流防止対策等を進めます。・ 生物多様性への大きな脅威になる外来生物について、分布域や被害状況等の現状把握を行うとともに、今後の対策を検討します。

(2) 地域特性に応じた自然環境の保護・保全

県自然環境保全地域などにおける環境の保全や、自然保護の啓発、地域の取組との連携などにより、地域特性に応じた自然環境の保護・保全を図ります。

主な取組	内 容
自然環境保全地域等における保護・保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県自然環境保全条例に基づき、保全のための地域指定を行うとともに、各種の行為規制を行い、自然環境保全地域、郷土環境保全地域等について、地域特性に応じた自然環境の保護・保全を図ります。 ・ 自然公園法に基づき、国定、県立自然公園等について行為規制を行うとともに、公園施設の適切な管理を行います。 ・ 乗鞍岳や上高地など利用が過密となる自然公園などにおいて、マイカーによる乗り入れを規制するなど、自然環境の保全対策を進めます。 ・ 環境保全研究所等において、野生動植物の生息・生育の実態について調査研究を進めます。また、生物の多様性や地球温暖化防止等、多面的な視点から森林の状態とその変化を把握するために、継続的にモニタリング調査を実施します。 ・ 公共事業を行う際には、自然環境に配慮した工法を積極的に取り入れ、多様な野生動植物の生息・生育環境を確保し、自然環境の保護・保全を図ります。
自然環境の保護・保全に関する啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然保護センター*等において、野生動植物の正しい知識の普及と保護意識の啓発を行うとともに、自然保護レンジャー*を配置し、野生動植物の保護、自然公園等の適切な利用に関する指導を行います。 ・ 自然観察会や森林を活用した学習機会の提供、自然観察インストラクター*の活動などを通じて、自然を保護し、親しむ意識を啓発するとともに、より多くの人々が地域で活動できるよう支援します。 ・ 自然環境の保護・保全について指導や啓発を行う人材を育成します。
地域における自然環境保全の取組との連携・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 美ヶ原・霧ヶ峰に見られる、草原の森林化や湿地の乾燥化、踏み込みによる裸地化など、地域における課題に適切に対応できるよう、地域住民や土地所有者等と連携して検討を進めます。 ・ 事業者との自然保護に関する協定を締結するなど、優れた自然環境の適正な保護、保全を図ります。

2 自然との豊かなふれあいの確保

<施策のねらい>

- 県民や本県を訪れた人々が豊かな自然とふれあい、環境保全について認識を深められるように、自然とふれあう機会の充実や施設整備、人材の育成などを推進します。

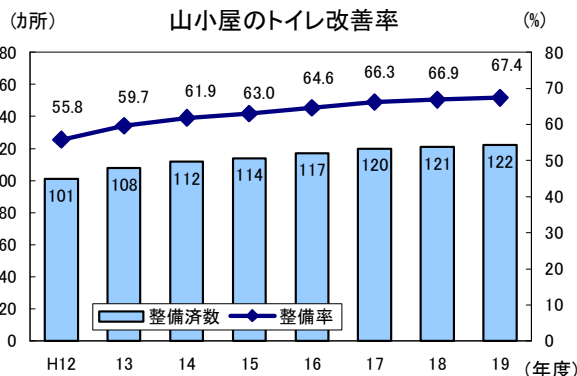
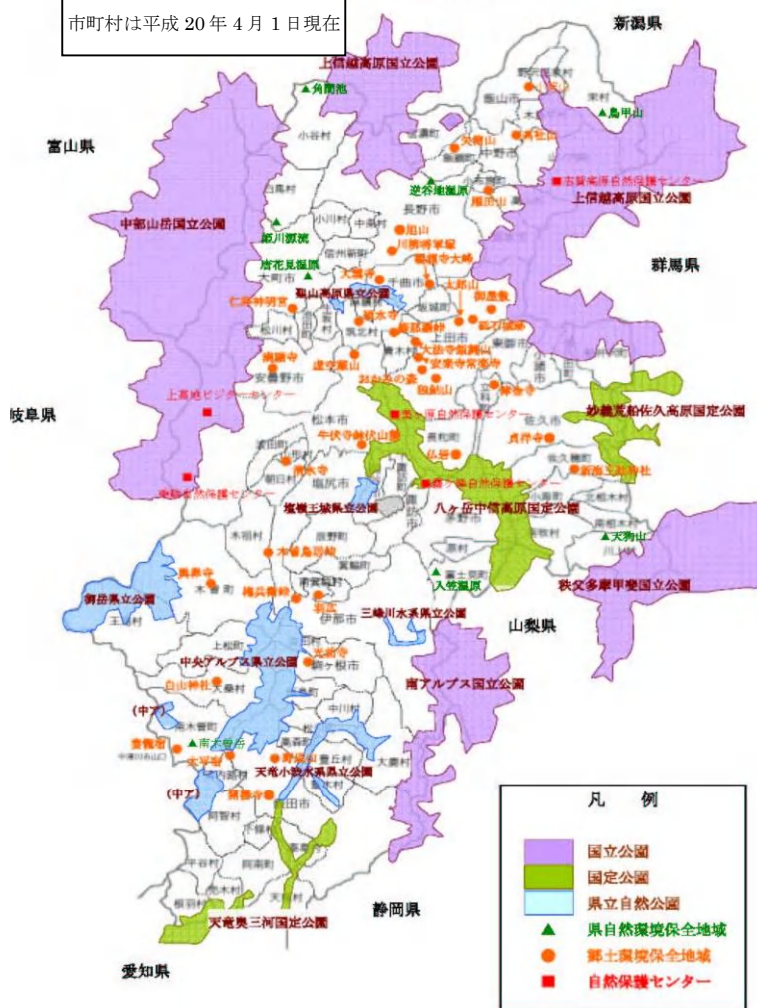
<現状と課題>

- 優れた自然風景地の保護と適正な利用のために、国立公園4地域、国定公園3地域、県立自然公園6地域が指定されており、その面積は278,523haと、県土面積の約21%を占めています。
- 環境に対する意識の高まりに伴い、自然とのふれあいに対するニーズが増加しています。優れた自然環境を保全しつつ、安全かつ快適に自然に親しむことのできる自然公園等の整備を進めていく必要があります。
- 山岳地域においては、山小屋のし尿処理方法の

改善を進めてきましたが、トイレがある山小屋181箇所のうち、自然浸透処理を行っている山小屋がまだに59箇所、全体の33%を占める状態にあります。山岳環境や下流域の水環境の保全を図るため、引き続き対策を講じていく必要があります。

長野県の自然公園・県自然環境保全地域等の位置

市町村は平成20年4月1日現在



<施策の展開>

(1) 自然との豊かなふれあいの確保

自然に親しみ、保全する意識を啓発するとともに、地域で活動できる人材の育成など、自然とふれあう機会の充実を図るための施策を推進します。

主な取組	内 容
自然とふれあう機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然への理解を深め、自然の大切さについて多くの人々の意識高揚を図るため、地域において環境保全活動を担っていくリーダーなどの人材育成を進めます。 ・ 環境保全研究所による自然ふれあい講座や自然観察インストラクターなどを活用した自然観察会を開催し、自然とふれあう機会を創出します。 ・ 森林を活用した環境学習ができるよう、活動の場を確保するとともに、森林内への歩道や標識等の整備を支援し、森林と親しむ機会の提供を進めます。 ・ 河川や公園の整備などにおいて、親水性に配慮した護岸工法等を採用するなど、野生生物の生息・生育環境に配慮した整備を行うとともに、自然とのふれあいの場としての活用を進めます。
豊かな自然を生かした観光・交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本県の特性を生かした自然と人にやさしい旅行商品の開発を推進します。 ・ 都市農村交流施設、滞在型市民農園などを活用し、農林業体験などグリーン・ツーリズム*の促進を図ります。 ・ 環境への負荷の削減を図る宿泊施設の取組に対する支援や、エコツーリズム*の普及を行います。

(2) 自然公園施設等の整備

自然とふれあう施設等の整備を推進するとともに、山小屋におけるし尿処理方法の改善など山岳環境の保全を図ります。

主な取組	内 容
自然公園施設等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然公園、中部北陸自然歩道における標識、遊歩道などの施設の補修、整備を行います。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登山道利用者等の協力を得て、山小屋関係者が行う登山道の日常的な維持・補修体制の構築を図ります。 ・ 県内4箇所を設置されている自然保護センターについて、自然環境保全の拠点としてのあり方や活用方法について検討を進めます。
し尿の適正な処理等山岳地域の自然環境の保護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山岳環境と下流域の水環境の保全を図るため、山小屋トイレのし尿処理方法の改善を支援します。 ・ 下水道や浄化槽等の設置が困難な山岳地域で利用できるし尿処理法の調査研究を進めます。

3 森林や農山村の多面的機能の発揮による里地・里山の保全

<施策のねらい>

- 森林や農山村は、環境の保全など多面的な機能を有しており、持続的にその機能を維持・発揮できるよう森林づくりや農山村の活性化、野生鳥獣対策などを推進し、里地・里山の保全を図ります。

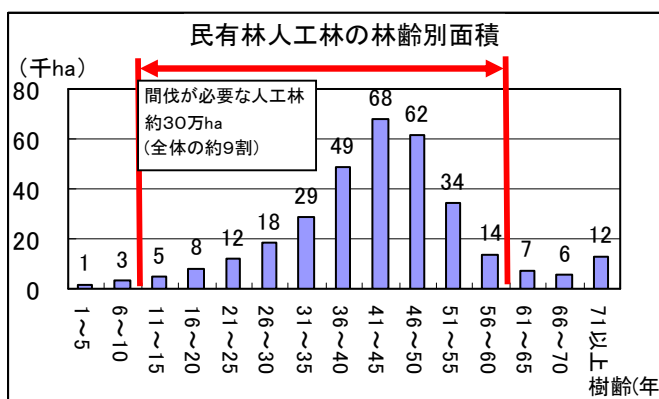
<現状と課題>

- 県の森林面積は約106万haと県土面積の78%を占めており、水源のかん養、災害の防止や自然とのふれあいの場の提供、さらには二酸化炭素の吸収、貯蔵による地球温暖化防止など、森林の様々な公益的機能を持続的に発揮する健全な森林づくりの必要性が高まっています。

健全な森林づくりを進めるためには、

県内の人工林の多くが育成途上にあることから、間伐を着実に実施するとともに、森林と人が関わる仕組みづくりを進めていく必要があります。

- 農山村地域は、水源のかん養、美しい自然や景観の維持など、里地・里山としての多面的な機能を有していますが、産業構造の変化等による農林業の担い手不足や都市化の進展等により、環境保全能力の低下が懸念されています。



<施策の展開>

(1) 多面的機能を発揮する森林づくり

森林所有者や市町村等と連携するとともに、県民に理解と協力を求めながら、間伐を計画的に実施し、多面的機能を持続的に発揮する健全な森林や里山づくりを推進します。

主な取組	内 容
健全な森林づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的な間伐等を推進しながら、針葉樹と広葉樹が適度に入り混じった針広混交林へ誘導するなど、多様な森林づくりを推進します。 ・ 公益的機能の発揮が特に必要な森林については、保安林の指定を行うとともに、治山事業による森林整備を重点的に進めます。 ・ 地域住民や NPO など、県民の主体的な参加による森林づくりのための取組を支援します。 ・ 環境保全活動に熱心な企業と連携し、森林整備を促進します。また、企業の取組を二酸化炭素吸収量で評価・認証します。 ・ 人工林の大半を占める育成途上の森林について、計画的な間伐の実施と間伐材の搬出を促進し、循環利用が可能な森林づくりを進めます。 ・ 森林施業の集約化を促進するとともに、適切な森林の管理を行うための地域活動などを支援します。 ・ 小規模な個人所有林などが多く、これまで整備が進めにくかった集落周辺の里山において、森林づくり県民税を活用して間伐等の森林整備を推進します。
里山の環境保全機能の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備の遅れが顕著な集落周辺の里山において、森林整備と治山施設整備を一体的に実施し、山地災害防止機能を高めるなど、健全な森林づくりに取り組みます。 ・ 集落周辺の里山について、森林所有者を含む地域住民と森林づくりに関心を持つ人々の協働による森林の整備・利用を支援します。 ・ 里山の生態学的価値、環境保全機能などの公益的価値、文化的価値等について調査研究を進めます。
間伐材などの県産材の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県産材を活用した住宅の普及や、木造の公共施設の建設などを促進し、県産材の需要拡大を図ります。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ペレットストーブ・ボイラーの導入支援やウッドチップの利活用の推進など、木質バイオマスの有効利用を促進します。 ・間伐団地の形成と効率的な搬出システムから、県産材の加工・流通体制の構築に至るまでの、流域別の林業の再生に向けた取組を支援します。 ・需要への迅速な対応や、流通コストの低減などを図る効率的な原木供給システムの構築を推進します。 ・地域の特性に応じて、信頼性の高い県産材製品を安定的に生産・供給する体制を整備します。 ・県産材としての品質を確保するため、製品認証を行うとともに広く情報を提供していきます。
<p>森林づくりを担う人材の育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・植樹祭などの森林づくりへの参加機会の提供、みどりの少年団*活動や学校林活動への支援などにより、森林や林業に対する県民の理解を深めるよう努めます。 ・林業労働力確保支援センターが主体となって、新規参入者の就労促進、就労環境の整備、技術研修など、就業に関する支援を進めます。 ・林業大学校において、林業の専門知識・技術を身につけた指導的な役割を果たす人材や即戦力となる林業技術者を養成します。 ・間伐団地の設定や高性能林業機械などを利用した効率的な間伐の実行など、一連の活動を行う高度な林業技術者を育成するとともに、地域に密着した技術指導を実施し、林業後継者の育成などを進めます。 ・地域の森林の適正な管理を進めるため、地域林業の中核的担い手である森林組合の活動を支援します。

(2) 農山村の多面的機能の維持・発揮

農山村の持つ環境保全などの多面的機能を維持するため、環境と調和する農業、優良農地の荒廃防止などを推進するとともに、農業・農村の活性化を図ります。

主な取組	内容
<p>環境と調和する農業の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・天敵を用いた病虫害防除やたい肥などの有機性資源を利用した、環境にやさしい農業を支援します。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農村地域における農地・水・環境の適切な保全・管理等を図るため、地域ぐるみで行う共同活動と化学肥料や農薬の5割削減など、農業者の先進的な取組を支援します。
環境や景観に配慮した農業・農村基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農産物の安定生産を図り、住みよい農村づくりができるよう、農村地域の環境や景観に配慮しながら、農業生産基盤や農村生活環境基盤の整備を進めます。 ・ 生態系や景観に配慮した水路の整備を進めます。
遊休農地の再生活用・発生防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遊休農地の解消活動や農業生産を維持できる条件整備、市民農園などの整備を支援します。 ・ 中山間地域*で積極的に農業生産活動を行う農業者などの活動を支援するとともに、農業生産基盤や農村生活基盤の整備を推進します。
農業の担い手の確保・育成と地域営農の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業大学校において、専門的な農業技術力と経営力を持つ人材を養成するとともに、農業体験研修や里親農業者との連携による実践的な研修などの支援を行い、新規就農者の確保・育成を図ります。 ・ 農地利用集積の促進や相談活動等による認定農業者などの経営基盤の強化、集落営農組織の育成を支援します。

(3) 野生鳥獣被害対策

野生鳥獣による被害を防ぐため、中山間地域における集落周辺の環境整備や個体数管理など、総合的な被害対策を推進します。

主な取組	内 容
緩衝帯整備など集落周辺の環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 野生鳥獣による農林業被害を防ぐため、集落ぐるみの総合的な被害対策を促進します。 ・ 緩衝帯としての森林・荒廃農地の整備、防護柵設置の支援などの集落周辺の環境整備により、人と野生鳥獣の棲み分けを図ります。

計画的な個体数管理、有害鳥獣の捕獲促進	<ul style="list-style-type: none"> 野生鳥獣の科学的・計画的な個体数の管理、狩猟者の育成・確保、広域的な捕獲体制の整備などにより、適切で効率的な有害鳥獣の捕獲を促進します。 ブラックバスなどの外来魚や、カワウ、ミンクなどによる漁業被害を軽減するための活動を支援します。
捕獲した野生鳥獣の地域資源としての活用	<ul style="list-style-type: none"> 捕獲した野生鳥獣を地域資源として有効に活用する取組を促進します。

達成目標

<第3節 「自然環境の保全」施策に係る達成目標>

項目	5年前 (平成14年度)	現状 (平成19年度)	目標 (平成24年度)	備考
1 多様な自然環境の保全				
希少野生動植物保護回復事業による計画策定数	0 種	4 種	10 種	長野県希少野生動植物保護条例に基づく指定希少野生動植物保護回復事業による計画策定数
2 自然との豊かなふれあいの確保				
山小屋トイレの改善率	61.9 %	67.4 %	80 %	トイレのある山小屋数に対して、し尿処理施設の整備済みの割合
自然観察会等への参加者数	—	2,904 人	3,625 人	学校等で開催される観察会等への参加者数 <再掲P83>
自然観察インストラクターの派遣	—	80 回	145 回	県から学校等へ派遣されるインストラクター数 <再掲P83>
環境保全研究所の自然ふれあい講座等受講者数	191 人	368 人	400 人	環境保全研究所が開催する自然ふれあい講座や公開セミナーなどの受講者数 <再掲P83, P89>
3 森林や農山村の多面的機能の発揮による里地・里山の保全				
間伐面積	53,654 ha (H10~14 年度累計)	80,336 ha (H15~19 年度累計)	113,400 ha (H20~24 年度累計)	信州の森林(もり)づくりアクションプランによる。 <再掲P28>

森林の里親受入市町村数	—	22	40	森林（もり）の里親（企業等からの協力）を受け入れて森林整備を進める市町村数 〈再掲〉P28, P83〉
民有林の素材生産量	137 千m ³ (H14年)	195 千m ³ (H19年)	213 千m ³ (H24年)	県内の民有林で生産される丸太の量 森林づくり指針による。 〈再掲〉P29〉
高性能林業機械の台数	65 台	124 台	163 台	県内で導入される高性能林業機械の数 森林づくり指針による。 〈再掲〉P29〉
ニホンジカの生息数	3万2千頭 ±1万2千頭	6万2千頭 (H18年度)	3万1千頭 (H22年度)	県内のニホンジカを適正生息数にするためのH22年度時点の目標値 特定鳥獣保護管理計画及び長野県野生鳥獣被害対策基本方針による。 ※ H23年度以降の目標値は、次期特定鳥獣保護管理計画の策定に合わせて検討予定
環境にやさしい農産物等認証面積	1,068 ha	1,014 ha	1,800 ha	地域の一般的な栽培と比較して化学肥料等を30%以上削減して生産された農作物面積 長野県食と農業農村振興計画による。 〈再掲〉P85〉
エコファーマー*認定人数	182 人	3,549 人	5,000 人	販売農家に占めるエコファーマー認定数 長野県食と農業農村振興計画による。 [全国平均を上回る目標を設定] 〈再掲〉P84〉
生態系や景観に配慮した水路の整備延長	—	18 km (H14～18 年度累計)	20 km (H20～24 年度累計)	生態系や景観に配慮して整備された農業用排水路延長 食と農業農村振興計画による。
農地・水・環境保全向上対策の活動取組組織数（共同活動）	—	266 組織	340 組織 (H23年度)	長野県食と農業農村振興計画による。
遊休農地の解消面積	—	134 ha (H19年)	2,930 ha (H23年)	市町村が策定する「遊休農地解消計画」の農業的利用による解消面積（ただし、耕作放棄地面積は毎年、農林水産省が行う調査において補正されることから、遊休農地解消の目標面積は変更される場合がある。） 長野県食と農業農村振興計画による。

【用語解説】

* 自然環境保全地域

高山性植生や優れた天然林など、自然環境を保全することが特に必要な地域として、環境大臣又は都道府県知事が指定する地域で、特別地区、普通地区等に分けられ、一定の行為が規制される。

* 郷土環境保全地域

長野県自然環境保全条例により、郷土的又は歴史的な特色のある自然環境を形成している地域を保全するため指定している地域。

* 長野県希少野生動植物保護条例

希少野生動植物の保護に関し、県、事業者及び県民等の責務を明確にするとともに、希少野生動植物の個体の取扱いに関する規制などの必要な事項を定めることにより、希少野生動植物の保護対策の総合的な推進を図り、自然と人の共生を実現し、これを将来の世代に継承していくことを目的とする条例。

* 自然保護センター

地域の自然等をパネル・模型等で分かりやすく解説するとともに、自然公園の利用指導や情報提供を行い、自然保護思想の普及を図るなど、地域の環境教育の拠点、あるいは自然環境に関する情報発信の拠点として自然公園内に設置された施設。

* 自然保護レンジャー

県の委嘱により、自然公園等における動植物の保護指導や施設の適切な利用指導など、自然保護に関する指導を行うボランティア。

* 自然観察インストラクター

自然環境保全の普及啓発を図ることを目的に、県民が自然に親しみ、学習する機会を充実するために県に登録されている者で、鳥類、ほ乳類、昆虫、魚類、天文、地形・地質、その他の分野の自然に関する知識を有し、自然解説を行うことができる。

* グリーン・ツーリズム

緑豊かな農山村地域において、農林業を体験したり、その地域の自然・文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

* エコツーリズム

観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動をいう。

* みどりの少年団

次代を担う少年少女がみどりに関する様々な取組を通じ、みどりに対する理解を深め、様々な活動を実践できる人となるよう育成するための組織で主に小中学生で構成されている。

* 中山間地域

地理的、地形的条件が悪く、急傾斜の耕地が多く、林野率が高いなど、経済的には農林業を基幹としている地域。

* エコファーマー

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、持続性の高い農業生産方式の導入（土づくりに関する技術、化学肥料低減技術、化学農薬低減技術）を一体的に実践する「導入計画」を策定し、知事に認定された農業者のこと。